

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○県営土地改良事業の工事の完了

(農村振興課)

一

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

一

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

二

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

づく指定自立支援医療機関の指定

(精神保健推進室)

二

選 挙 管 理 委 員 会

○宮城県公職選挙執行規程の一部改正

(公安委員会)

二

公 安 委 員 会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

三

告 示

○宮城県告示第六百五十六号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和六年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

藤田	地区名	事業の名称	工事完了年月日
		区画整理事業	令和六年五月十五日

○宮城県告示第六百五十七号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和六年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
1 高白浜3-1	土石流	牡鹿郡女川町高白浜字向山、字尾畑、字高白、字崎山、字根浜(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所
2 高白浜3-1	土石流	牡鹿郡女川町高白浜字向山、字根浜、(次の図のとおり)		
高白浜	土石流	牡鹿郡女川町高白浜字向山、字尾畑(次の図のとおり)		
高白浜-1	土石流	牡鹿郡女川町高白浜字向山、字尾畑、字高白(次の図のとおり)		
高白浜-2	土石流	牡鹿郡女川町高白浜字向山、字尾畑、字高白(次の図のとおり)		
高白浜-3	土石流	牡鹿郡女川町高白浜字向山、字尾畑、字高白(次の図のとおり)		
横浦3号沢-1	土石流	牡鹿郡女川町横浦字名不知、字横浦(次の図のとおり)		
横浦3号沢-2	土石流	牡鹿郡女川町横浦字名不知、字横浦(次の図のとおり)		
横浦2号沢	土石流	牡鹿郡女川町横浦字横浦、字名不知(次の図のとおり)		
横浦1号沢-1	土石流	牡鹿郡女川町横浦字横浦、字名不知(次の図のとおり)		
横浦1号沢-2	土石流	牡鹿郡女川町横浦字横浦、字名不知(次の図のとおり)		
横浦1号沢-3	土石流	牡鹿郡女川町横浦字横浦、字名不知(次の図のとおり)		
宮ヶ崎の1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町女川二丁目、女川浜字大原、清水一丁目、清水二丁目、伊勢大原(次の図のとおり)		

横浦	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町横浦字名不知、字横浦 (次の図のとおり)		
指ヶ浜の3	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町指ヶ浜字大畑(次の図のとおり)		
素山	急傾斜地の崩壊	遠田郡美里町字桜木町、字素山、北浦 字姥ヶ沢(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県北部土木事 務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和六年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造に必要なる衝撃に関する事項	縦覧場所
樋谷沢		石巻市北村字樋谷沢、字大日、字大木 戸(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四條第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九條の規定により公告する。

令和六年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイベル薬局 吉岡店	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目二番地の八	令和六年九月一日
ひまわり薬局	栗原市一迫真坂字町東三〇一二	令和六年九月一日
えがお薬局	遠田郡美里町牛飼字牛飼一四五一一	令和六年九月一日

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションあやめ多賀城	多賀城市伝上山四丁目三番二〇号 ファミールかんのA一〇三号室	令和六年九月一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「による」を「に準じた」に改める。

第二十條中「によらなければ」を「に準じてしなれば」に改める。

第二十二條中「様式による」を「様式に準じた」に改める。

第二十三條の六中「による」を「に準じた」に改める。

第二十四條第一項中「により」を「に準じて」に改める。

第二十八條中「による」を「に準じた」に改める。

第二十九條中「様式」を「様式に準じた届出書」に改める。

第三十四條中「とする」を「に準ずる」に改める。

第四十二條第三項、第四十六條第一項中「による」を「に準じた」に改める。

第四十七條第一項中「様式により」を「様式に準じて」に改める。

第四十八条第一項、第四十八条の二及び第四十八条の五中「による」を「に準じた」に改める。
 第六十三条第一項中「別記第五十四号様式により」を「別記第五十四号様式に準じて」に、「別記第五十四号様式の二により」を「別記第五十四号様式の三に準じて」に改め、同条第二項中「別記第五十五号様式により」を「別記第五十五号様式に準じて」に、「別記第五十五号様式の二により」を「別記第五十五号様式の二に準じて」に改める。

第六十四条中「様式の」を「様式に準じた」に改める。
 第六十九条中「作成して」を「作成した」に改める。
 第七十七条中「による」を「に準じた」に改める。
 第九十二条第一項中「による」を「に準ずる」に改める。
 第九十三条第一項及び第九十四条第一項中「様式の」を「様式に準じた」に改める。
 第九十五条第二項中「別記第八十四号様式の三による」を「別記第八十四号様式の三に準ずる」に改める。

第九十六条第一項中「により」を「に準じて」に改める。
 第九十六条の二中「による証紙」を「に準じた証紙」に、「による検印」を「に準じた検印」に改める。
 第九十六条の三第一項中「により」を「に準じて」に改める。
 第九十七条第二項中「の調書」を「に準じた調書」に改める。
 第九十九条第一項中「による」を「に準じた」に改める。
 第一百零二条の二中「による新聞広告掲載証明書」を「に準じた新聞広告掲載証明書」に改める。
 第一百三十一条第一項中「により」を「に準じて」に改める。
 第一百三十四条第一項中「による」を「に準ずる」に改める。
 第一百三十八条第一項中「による申請書」を「に準じた申請書」に改める。
 第一百四十二条第一項中「による撤回申請書」を「に準じた撤回申請書」に、「による修正申請書」を「に準じた修正申請書」に改める。

第一百四十三条第一項中「による」を「に準ずる」に改める。
 第一百五十二条第一項及び第二項中「によらなければ」を「に準じてしなければ」に改める。
 第一百五十五条の三中「の証紙」を「に準じた証紙」に、「により」を「に準じて」に改める。
 第一百五十六条の三第一項中「により」を「に準じて」に改める。
 第一百五十八条中の「証紙」を「に準じた証紙」に、「により」を「に準じて」に改める。
 第一百六十一条中「による届出書」を「に準じた届出書」に改める。

第七十条第二項中「により」を「に準じて」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月四日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第124号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和6年10月4日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	令和6年11月6日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員となる者 各で令和5年、令和6年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことから、令和6年12月27日まで	令和6年12月27日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和6年10月4日（金）から令和6年10月18日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和6年10月4日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601